

月報

全青司



2016

4

No.432



会長就任のごあいさつ



会長 梅垣 晃一

＊はじめに

みなさん、こんにちは。3月6日に開催された定時総会において、2016年度の会長に就任させていただきました梅垣晃一と申します。所属は鹿児島県会で、薩摩半島の南端に位置する小さな温泉街、指宿市で開業して11年目になります。大都市の方と比較すれば、全国を飛び回ることの多い全青司会長という職務を全うするには不利な立地であることは否めませんが、その反面、地方(地域)から物事を考え、あるいは、全国津々浦々における司法書士の在り方を考察する視点を忘れずにいられるという利点があるものと私自身は捉えております。

＊2016年度の事業計画テーマ

さて、定時総会において承認をいただいた今年度の事業計画について、ご紹介させていただきます。今年度の事業テーマは、「法と暮らしのセーフティネットの担い手として～想像し、行動し、つながる・つなぐ青年法律家としての司法書士の職責を果たす～」としました。その趣旨は、総会資料の事業計画の冒頭部分にも記載しておりますが、次のとおりです。

「暮らしの法律家」、「街の法律家」、「ホームロイヤー」等々、司法書士が自らを呼称する呼び名は、近時、無数に存在するようになってきました。司法書士が自らの職責をそういうものとして自覚していることの証しで

あろうし、また、市民社会から期待された法律家としての司法書士への期待値の高さをある意味で表しているものであろうと思います。

ただし、司法書士一人ひとりが、あるいは、司法書士の総体が、それぞれの地域において、その呼称や期待値に応えられるだけの職責を十分に果たしているのかというと、まだまだ心もとないのも現実です。もちろん、法律相談会の開催や各種のアウトリーチ活動をはじめとして、地域において精力的に、他の社会資源と連携しつつ司法書士に対する無尽蔵な法的需要に応えようと努めている司法書士や司法書士会あるいは支援団体等は多数存在しており、その献身的な努力は認められるべきものです。しかし、それでもなお、繰り返し報道されているように、いまだに一公共放送やインターネットなどにより多くの有益な情報が提供され、かつ、法律専門職による助言や啓蒙活動などが長期間に渡って繰り返されている昨今においてもなお—こんなにも悲惨なことが繰り返されているのかと痛感せざるをえない事件が起きていることも事実です。たとえば、ヤミ金から執拗な取り立てを受け続けて追い詰められてしまった家族に関する事件、生活保護を受けられないと思って失望のあまりに命を落としてしまった家族に関する事件、老後の生活のためと思っていた退職金を根こそぎだまし取られてしまった事件、退職の意思表示すら許されないといい過労のあまり自ら命を落としてしまった若者に関する事件など、記憶に新しいものだけでも限りがありません。必要な援助が、本当に必要な当事者に届いていない現実がここに端的に示されています。

私たちは、こうした事件がいまなお繰り返されているという事実に向かい合い、当事者が、何故に必要かつ適切な援助や助言を受けることができなかったのか?行政、福祉あるいは地域の支援者とともに法律専門職が関与しうる余地はなかったのであろうか?という点について、十分に検証をしていくことが必要でしょう。同時に、私たち司法書士が、全青司が、あるいは司法書士の総体がやってきた活動が市民社会に顕在化しているこうした課題に対処するに十分であったか否かを深く自省しなければならないと思います。

さまざまに発生する社会問題、そして、この基底あるいは周辺に存する無尽蔵な法的課題・法的需要に対して、司法書士の一人ひとりが、まさに市民の権利擁護のための「セーフティネット」(安全網)の一つとして—もっと

強く表現すれば「砦」として—その職責を果たしていくことが強く求められているのではないのでしょうか。そのために全青司は、その旗振り役として、その職責と責任を共有することを繰り返し呼びかけ続けるとともに、全青司会員2,800名の英知を結集し、その連帯と膨大な熱量により、力強く活動を進めていく必要があります。

以上から、本年度の全青司活動の全体を貫くテーマとして、司法書士が市民社会のセーフティネットの一つとして、地域においてその職責を十分に果たすことにより、市民一人ひとりの暮らしに顕在化している、あるいは潜在化している法的需要に応え、社会的課題に一つ一つ対処していくべきであるという観点から、『法と暮らしのセーフティネットの担い手として』を掲げています。

どのような素晴らしい制度や組織が存在するとしても、その制度と制度、組織と組織の「間をつなぐ人材」が必要不可欠です。司法書士が「その間をつなぐ、有意なプロフェッション」としての職責を果たし、つないでいくことで、網の目からこぼれ落ちてしまう人権が一つもない社会を目指していきたいと思えます。

なお、「法と暮らしの」の「法」と冠していることについては、法律専門職たる司法書士が法律関係業務を通じてセーフティネットとしての役割を担うべきことを意味しているほか、法律(あるいは、その下位の規範)自体が是正されるべきものであると考えられる場合には、全青司が市民の権利擁護のための防波堤となって国と対峙することも躊躇せず、法律の不備を指摘したり、あるいは、運用の改善を求めたりすべきことを意味しています。

✳️ 全青司の組織基盤の強化

今年度は、全青司の組織基盤の強化についても精力的に取り組んでいきたいと思えます。全青司という非常に大きな組織が、会員・単位会・全青司執行部の相互の深い理解により結束された強固な組織基盤を有しなければ、全青司らしい、力強く機動的な事業執行は期待できないと思うからです。

① 会員・単位会と全青司執行部をつないでいく

近時、会員・単位会と全青司執行部とのコミュニケーション不足を指摘していただくことがしばしばあり

ました。そこで今年度は、会員・単位会(ここでは、特に単位会執行部を念頭に置いております)・全青司執行部との間の意見交換、そして、その前提としての情報や意見の双方向の流通を達成するためにはどうすればよいか、という点について検討し、実現可能なところから着手していきたいと思えます。全青司メールマガジン(通称ブリッジ)の配信、代表者会議の在り方の再検討、執行部による単位会の訪問、役員会における意思決定に至るまでのプロセスの公開など、検討すべき課題はたくさんあります。

② 事業執行の重みを共有しながら、丁寧に執行していく。

全青司は、毎月1回の頻度で2日間にわたる役員会を開催しており、その役員会において事業執行の具体的な内容を決定しています。役員会は、会則上「執行意思を決する」ものとされていますが、あらゆる事業執行に際し、その背後に会員2,800名があること、そして、その会員による地道な活動あるいは会費の納入や単位会での取りまとめなどを前提として、現在の事業執行が可能であるということ—これは至極当たり前の事実のはずなのですが、走りながら活動をしている執行部はつい忘れがちになるものです。—を役員間で共有し、執行意思を決することの重みを十分に受けとめながら、丁寧に事業執行に当たっていききたいと思えます。

✳️ 市民の不安と期待に愚直に寄り添い、司法書士の未来像を模索する

全青司は、常に市民のために存在し、活動する団体として、その存在意義を社会に示してきました。また、司法書士に対しては、市民あるいは社会から必要とされる新しい司法書士像を示し、司法書士に变革を求め続けることにより司法書士制度の発展に寄与してきました。このことは、全青司の創立当初より変わらないスタンスであり、これからも変わることはないはずですが、今年度も、市民の不安と期待にひたすらに、そして、愚直に寄り添う活動を目指していきます。そして、当時に私たち司法書士の在り方を不断に問い続け、あるべき像、未来像を模索し続けていきたいと思えます。今年度の全青司に、ぜひ、ご期待ください。